

## 入札監理小委員会の審議の結果報告

### 国有林の間伐事業における入札結果等について

#### 1. 入札の経緯

平成 25 年度の国有林の間伐事業については、第 105 回官民競争入札等監理委員会（平成 25 年 3 月 12 日開催）了承の実施要項に基づき、計 8 箇所を対象に民間競争入札を実施したところ。

このうち、東北森林管理局津軽森林管理署において、初回及び再度入札を行ったものの、いずれも不落となったことから、再度公告による入札参加者と協議を行い、入札実施予定者を特定することとした。

#### 2. 林野庁の報告（資料 6 - 2 参照）

① 応札者等へのヒアリングの結果、不落となった要因はおおむね以下のとおり。

- ・ 初年度の事業期間が短いことや林分内容（径級が細い）等から作業人員を追加する必要がある。
- ・ 景観に配慮するとともに、間伐木を全て搬出できる線形、延長距離等としており路網整備に経費を要する。等

これらについて本事業を通じて損出を生じる可能性がないよう経費を積算した結果、入札価格が予定価格を上回ったものと考えられる。

② 再度公告による入札においても不落となったことから、実施要項に基づき、当該事業の実施方法について、検討したところ以下のとおり。

- ・ 再々度の公告による入札による実施予定者の特定については、初年度の事業期間が取れなくなることから困難。
- ・ 事業の中止については、当該箇所より集造材される丸太の販売による収入について 25 年度の国有林野事業の収入計画に計上しており、全く不実行となると問題。

このため、再度公告による入札参加者（2 者）と順次協議を行い実施予定者の特定を行うこととし、調整の結果、1 者において、実施要項等と同様の条件で事業を実施できることが確認できたことから、実施予定者として特定することとしたところである。

#### 3. 入札監理小委員会での審議

今後は民間事業者からの意見に対して柔軟な対応、より丁寧な説明を行うなど、競争性の確保等に向けた取組を行うことを確認した。

以 上